令和3年度 実地指導結果

実地指導とは、都道府県および市町村から担当者が介護サービス事業者等へ出向き、 適正な事業運営が行われているか確認するものです。

実地指導は、介護サービス事業所の育成・支援に主眼をおきつつ、制度管理および保険給付の適正化とよりよいケアの実現に繋げることを目的として行います。

栗東市の条例や国の省令、通知などに基づき、作成された自主点検表や勤務体制等 を実地指導前に提出していただき、実地指導当日にはその内容の確認をしていき、指 導を行います。

なお、実地指導は、監査ではありませんが、実地指導の際に、著しく不適切な点が 見受けられた場合、監査に移行する場合があります。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事前に検温し、マスク 着用・手指消毒をした上で事業所へ少人数で出向き、短時間の滞在を心がけ実施指導 を行いました。

1. 実績

【実地指導計画数と実績】

地域密着型サービス	市内事業所数	実施計画数	実施数
定期巡回·随時対応型訪問介護看護	1	0	0
認知症対応型通所介護	1	0	0
(介護予防認知症対応型通所介護)	(1)	(0)	(0)
小規模多機能型居宅介護	3	2	2
(介護予防小規模多機能型居宅介護)	(3)	(2)	(2)
認知症対応型共同生活介護	3	0	0
(介護予防認知症対応型共同生活介護)	(2)	(0)	(0)
地域密着型介護老人福祉施設入所	1	0	0
者生活介護	1	O	U
地域密着型通所介護	9	1	1
	1 8	3	3
合 計	(6)	(2)	(2)
	2 4	5	5

※市内事業所数は、令和4年1月末現在

2. 主な指導内容

(1) 小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)

■運営指導事項

【重要事項説明書について】

・文言の修正をすること

【運営規定について】

・文言の追記および修正をすること

【契約書について】

- ・記録の保管年数を5年に改めること (栗東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する 条例第60条の19の規定による)
- ・その他軽微な誤りについて修正をすること

【避難確保計画について】

- ・避難確保資器材について、必要であるため水を備蓄品に追加すること
- ・文言の修正をすること

【小規模多機能型居宅介護計画について】

・計画の根拠となるため、把握した課題やニーズをアセスメントシートに記載する こと

(2) 地域密着型通所介護

■運営指導事項

【重要事項説明書について】

・軽微な誤りについて修正をすること

【運営規程について】

- ・暴力団の排除にかかる記載を追記すること (栗東市暴力団排除条例第5条の規定による)
- ・その他軽微な誤りについて修正をすること

【契約書について】

・記録の保管年数を5年に改めること (栗東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する 条例第60条の19の規定による)

【避難確保計画について】

・避難訓練を実施した際は、記録をすること

【勤務形態一覧表について】

・人員配置基準を満たすことを確認する重要なものであることから、正確に記入すること